

議案第22号

令和5年度基山町一般会計補正予算（第11号）

令和5年度基山町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,875千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,553,931千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年3月11日提出

基山町長 松田 一也

令和6年3月14日原案可決

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
18 繰入金		630,783	10,000	640,783
	1 基金繰入金	628,345	10,000	638,345
20 諸収入		207,562	17,875	225,437
	5 雑入	122,292	17,875	140,167
歳入合計		9,526,056	27,875	9,553,931



第 2 表

繰 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	弁 護 士 業 務 委 託	500
11 災 害 復 旧 費	3. 公 共 施 設 ・ 公 用 施 設 災 害 復 旧 費	本 桜 団 地 災 害 復 旧 事 業	27,500